

福祉・教育・暮らし充実のため、地方財源の保障を求める意見書(案)

国による5兆円にのぼる地方交付税の削減で、地方自治体の財政は大変な事態に追い込まれている。さらにいま、「地方分権改革」として、福祉や教育の分野をはじめ国が定めている基準や関与の廃止・縮小、国の出先機関のあり方の見直しが検討され、実行に移されようとしている。

地方分権改革委員会の第一次答申や政府の「推進要綱」でかかげられたのが、「保育所の入所要件の見直し」や「福祉施設の最低基準の廃止」等、国民の権利と福祉についての国の責任を放棄、後退させる重大な内容になっており、福祉・教育の負担金・補助金などの廃止・縮減にもつながるものである。国の補助負担金の7割以上が国民健康保険や高齢者医療、介護保険、義務教育費や児童手当などの負担金であり、その削減は国民・住民の福祉や暮らしに重大な支障を招くものであり許されない。

「地方分権」というのなら、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条の2）という地方自治体の本来の使命と役割を十分に発揮できるための財源を保障すべきである。

よって、国におかれては、地方財政の維持強化のため、次の項目を実行されるよう強く求める。

- 1 地方財政の重要な柱である地方交付税の一方的な削減や制度を改悪せず、制度本来の財源の保障・調整機能の充実のため、削減した地方交付税を復元し、住民の福祉と教育、くらしを保障する総額の確保を行なうこと
- 2 福祉や教育の国庫負担金・補助金の廃止・縮減に反対し、充実させること
- 3 「地方消費税の拡充」は消費税の大幅増税に直結するものであり、実施しないこと。

新テロ特措法の延長に反対する意見書（案）

政府は、今臨時国会に新テロ特措法を延長する改定案（テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案）を提出し、自衛隊がインド洋で行なっている米軍艦船などへの給油活動を続けようとしている。

これは、アフガニスタンを攻撃する米艦船などへの軍事支援であり、多くのアフガニスタン市民を殺傷する戦争に加担する行為である。

米国の「対テロ戦争」の泥沼化で現地の治安状況は最悪となり、日本人の人道支援活動家が犠牲となる悲劇も生まれた。すでに「戦争でテロはなくせない」ことは明らかである。当のアフガニスタン政府をはじめ、国際的にも、政治的手段での解決を求める声が高まっている。

イラク戦争支援をめぐるのは、航空自衛隊による米軍支援活動を憲法違反と断じた画期的な名古屋高裁判決がくだされ、これが確定判決となった。いまこそ憲法違反の参戦行為をただちにやめるべきである。

よって、国におかれては、新テロ特措法の延長を行わず、ただちに自衛隊を撤退させるよう強く要望する。

原油価格高騰への抜本対策を求める意見書（案）

いま、空前の原油・穀物・原材料高による物価高騰で、国民生活のあらゆる分野に厳しい状況がひろがっている。京都府内の倒産件数は5月から3カ月連続で増加しており、景気低迷による「不況型」倒産が2カ月連続で80%を超え、とりわけ、中小・零細企業が倒産企業の多数を占めるなどの深刻な事態である。

いま、原油・原材料高の価格転嫁が難しく、「激甚災害」ともいえる被害に直面している中小・零細企業に対して、直接補てんを含む抜本支援策が強く求められている。ところが、政府が打ち出した原油高騰対策はこれにこたえるものにはなっていない。

また、原油・穀物高騰の背景にある投機マネーの暴走に対して、規制の動きを強めている国際社会に協調し、我が国が規制策を早急に具体化することが求められている。

よって、国におかれては、次の事項に直ちに組み込まれるように強く要望する。

- 1 染色、蒸し水洗、精練、宇治茶等の伝統・地場産業や、公衆浴場、クリーニング業、運送業など燃油を直接使う業種をはじめとする中小・零細企業に、直接補てんを実施するとともに、揮発油税・軽油引取税などの暫定税率を廃止すること。
- 2 「セーフティーネット保証制度」について、対象業種と適用条件の拡大、返済猶予期間の設定、金利と保証料の引き下げなどの改善を行なうこと。
- 3 国際社会と協調して、原油や穀物など、生存の土台となる商品に対する投機の制限に取り組むとともに、投機マネーの暴走を抑えるための適正な課税等を検討すること。

生活保護の老齢加算、母子加算の復活を求める意見書（案）

いま、年収200万円にも満たないワーキングプアが1000万人を超えるなど貧困が広がる中、生活保護を必要とする人が急増し、保護受給世帯は110万人を超えるまでになっている。生活保護は、憲法第25条に基づき、国民の生存権を保障する大切な制度であり、その役割は一層大きくなっている。

ところが、生活保護を受給する70歳以上の高齢者に支給されていた老齢加算が廃止され、続いて一人親世帯に支給されていた母子加算が削減され、2009年度には完全廃止されることになっている。

生活保護を受給する高齢者や母子世帯にとって、加算は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために不可欠のものである。加算を廃止された世帯は、「食費を減らした」、「風呂の回数を減らした」、「冷暖房を使わないようにしている」、「知人の葬式に出られない」など、生活に重大な支障が出ている。

老齢・母子加算の削減・廃止は、生活保護基準の引き下げそのものであり、生存権の侵害である。

よって、国におかれては、老齢加算、母子加算をもと通り復活されるように、強く要望する。

食の安全と食料自給率の向上に関する意見書（案）

汚染米問題は食の安全を根本から脅かす大問題である。農水省が汚染の明らかな食用にしてはならない「事故米」を非食用として販売し、業者が不正転用したこと、同時に、米販売の届出制への規制緩和のなかで汚染米取り扱い業者が370社にものぼり、その上、検査が杜撰であったこと、さらに、汚染米の8割が輸入米であり、国民が必要としない、義務でもないMA米輸入問題がこの根底にあることなど、政府・農水省の責任は重大である。

京都府内でも、汚染米輸入が保育所、福祉施設、病院や学校給食にまで広がる事態の中で、本定例会の冒頭、事件の全容解明と再発防止の緊急対策を求める意見書を可決したところである。

しかし、汚染米はその後も加工原材料としての利用がさらに広がり、いっそう大きな不安が広がっている。いま、国民の主食である米は勿論、食の安全・安心確保の抜本対策を早急に講じることが、改めて強く求められている。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 ミニマムアクセス米の輸入は直ちに止めること。
- 2 農林水産省は米流通の管理責任をしっかりと果たすこと。
- 3 食品衛生監視員を大幅に増やし、水際での安全検査を抜本的に強化すること。
- 4 食料自給率向上、自給飼料確保の抜本計画を策定し、その実現のため、米をはじめ主な農産物の価格保障制度を確立すること。

事故米の不正規流通事件に伴う食の安心・安全の確保に関する意見書

食品偽装事件や中国産冷凍ギョウザ問題等、食の安全を揺るがす事案が相次いで発生し、食の安心・安全が国民にとって大きな関心事となる中、今般、工業用として使用されるべきはずの「事故米穀」が食用に転用され、市場に流通していたことが発覚した。

京都府内においても、数多くの社会福祉施設や学校等で事故米穀が給食用原材料として使用されていたことが判明するとともに、一部の保育園や介護老人保健施設においては在庫米からメタミドホスが検出されるなど、府民の間に衝撃と不安が広がっている。

また、他府県においても近畿や九州を中心に、病院や社会福祉施設等へ納入されていたほか、焼酎や米菓子の原材料として使用されるなど、一般消費者にも広く流通していたことが確認された。

さらには、有害物質メラミンが混入された恐れのある中国製牛乳を原料とした食品が、日本国内にも流通していることが新たに発覚するなど、国民の食に対する信頼が大きく揺らいでいる。

食の安心・安全、とりわけ日本人の主食である米については、その安全性の確保が何よりも重要な課題であり、今こそ、食に対する信頼の回復を早期に図ることが強く求められている。

よって、国におかれては、食の安心・安全を確保するため、一刻も早く次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 事故米穀の不正規流通事件の全容を解明すべく、不正転売の実態を徹底調査し、公表すること。
- 2 食品衛生法上問題のある事故米穀が国内に流通することのないよう、万全を期すとともに、そうした事故米穀の輸入を禁止すること。
- 3 実効ある検査体制の確立など再発防止策を早急に講じること。
- 4 食品の生産段階から最終消費段階までの経路の追跡・遡及が可能となる制度や、加工食品等の原料原産地表示制度の充実を図ること。
- 5 自主回収による損害や風評被害を受けた事業者に対する支援策として、セーフティネット保証による金融支援措置等の一層の充実を図ること。

適正な社会保障費の確保を求める意見書

少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、わが国の医療・福祉をとりまく環境が大きく変化する中、救急医療体制の弱体化、産科・小児科を中心とする医師不足や介護分野における恒常的人材不足などが大きな課題となっている。

一方で、国の社会保障費については、平成18年7月に政府と経済財政諮問会議などによる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006」において、高齢化の進展等に伴って増加が見込まれる社会保障費を平成23年度までの5年間に、国の一般会計予算ベースで1兆1,000億円を抑制する基本方針が示されたところであり、この方針に沿った形で平成21年度政府予算の概算要求時においても、2,200億円の抑制方針が踏襲されているところである。

しかしながら、国民のだれもが将来への不安を抱くことなく生活できる社会の実現を図る上で、安心して良質な医療を受けられるよう確固たる医療提供体制を構築することは、必要不可欠な課題であることから、患者負担の軽減や医療従事者の不足・偏在の解消を図り、適正な医療サービスを提供するために必要な予算は、確実に確保されなければならない。

よって、国におかれては、社会保障費の自然増を毎年2,200億円一律に抑制する方針を見直し、適正な社会保障費関連予算の確保に努められるよう強く要望する。

難病対策の充実に関する意見書

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたり支障がある難病患者とその家族が抱く精神的・経済的不安、悩みは計り知れないものがある。そうした中で、国が原因究明や治療法の確立のために研究を行う「難治性疾患克服研究事業」や、患者の医療費を公費で負担する「特定疾患治療研究事業」の支援措置の適用を受けることは、難病に苦しむ多くの患者にとって切実な願いである。

しかしながら、現在、「難治性疾患克服研究事業」の対象として指定されている123の疾患のうち、「特定疾患治療研究事業」の対象となっているものは45疾患にとどまっている。

難治性疾患の一つである脊髄性筋萎縮症（SMA）は、脊髄の運動神経細胞の変性によって起こる筋萎縮症で、若年期に発症後、重度な肢体不自由に加え、人工呼吸器が必要になる場合もあるにもかかわらず、「特定疾患治療研究事業」の対象とはなっていないことから、患者や家族の経済的負担は多大なものとなっている。

よって、国におかれては、効果的な治療法が確立せず長期の闘病生活に苦しむ難病患者が、安心して最善の治療を受け続けられるよう、脊髄性筋萎縮症（SMA）をはじめとする各種の難病について、一刻も早く公費負担の対象となる「特定疾患治療研究事業」に指定されるとともに、長期療養を支える施策を積極的に推進されるよう強く要望する。

DV防止対策のより一層の推進を求める意見書

平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）において、DVは配偶者からの暴力であり、人権侵害としての犯罪であることが明記され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、基本方針）を定め、DV防止やDV被害者支援への取り組みが推進されてきた。

また、本年1月にはDV防止法の第2次改正が施行され、都道府県は国の基本方針に即した基本計画を定め、市町村は都道府県が定める基本計画を勘案し、当該市町村における基本計画を定めるよう努めなければならないことが明記された。

こうした改正法における趣旨を鑑みたとき、地方におけるDV防止施策及び被害者の救済等の推進が欠かさないが、DV被害者等の実態がより広域化している状況では、国のより積極的な施策の推進が必要である。よって、国におかれては、DVに関する被害者救済及び自立支援に向けた諸問題の解決を図るため、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

- 1 改正DV防止法により、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務が努力義務とされたことを踏まえ、各市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たせるよう必要な財源を確保すること。
- 2 民間の団体に対する援助については、DV被害者支援施設の運営補助制度の確立など地方公共団体が援助を講じやすい環境整備に向け安定的かつ十分な財源措置を講じること。
- 3 学校の転校手続きや学用品の用意等が迅速・円滑に行われ子どもの教育を受ける権利が侵害されないような施策を実施すること。
- 4 DV被害者の就労・自立に向けた環境整備など生活再建に向けた長期的な視点での支援体制を確立すること。
- 5 DV被害者を受け入れる地方公共団体の考え方により、被害者の広域入所そのものが拒否されるような現状を鑑み、それらの姿勢を是正しDV施策に関する地域間格差を解消するための取り組みを強化すること。

私学教育の振興に関する意見書

京都府の私立学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開するなど、本府の公教育の発展に大きく寄与している。

しかしながら、一方で、少子化による生徒数の大幅な減少の影響等により、私立学校の経営はいよいよ厳しい局面に立たされている状況にある。

我が国の教育の将来を思うとき、公私あいまの教育体制が維持されてこそ教育水準の向上と公教育の健全な発展が可能となり、個性化、多様化が進む時代にあって、将来を担う人材の育成という要請にも応えうるものと考えられる。

そのためにも、公立学校に比べて財政基盤がぜい弱な私立学校の経営基盤の維持向上や教育環境の充実とともに、保護者の経済的負担の軽減などを図ることが求められている。

よって、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識され、私立教育振興の一層の充実を図られるよう強く要望する。

学校耐震化に関する意見書

学校施設の耐震化については、先の国会で「地震防災対策特別措置法改正案」が成立し、国の緊急措置が大幅に改善されたところである。

各地方自治体においても、積極的な取り組みが行われているが、各自治体の厳しい財政状況の中で、苦慮している実態も事実である。

よって、国におかれては、今回の緊急措置に併せて、次の事項の対策を講じられるよう強く要望する。

- 1 地震災害が続く中で、児童生徒の安全を確保するため、高等学校を含む、すべての公立学校の耐震化を実施するための所要の財政措置を講ずること。
- 2 私立学校の耐震化促進のため、私立学校施設整備補助の拡充など、必要な措置を講ずること。
- 3 地方自治体の財政状況などを勘案の上、時限措置の延長を検討すること。
- 4 実際の工事単価と補助単価の格差により、自治体に超過負担が生じる実態も見られるため、補助単価の補正を行うなど、きめ細かな対策を講ずること。
- 5 耐震診断も行われていない施設も多く、耐震診断のみの実施についても補助率の嵩上げなどを検討すること。また、一次診断と二次診断の結果により補助率の変更がないよう配慮すること。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定を求める意見書

近年、日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働き方の多様化と雇用の流動化とともに、様々な雇用形態によって働く方が増えてきた。また、その中には、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し、NPOや協同組合、社会貢献団体などの様々な非営利活動団体が事業展開を図っている。その一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、多くの社会問題が存在する今日において、その解決手段の一つとして注目を集めている。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている中で、日本では、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約が出来ない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの課題が指摘されている。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は分かťことのできないものであり、誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」という働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民主体のまちづくりを創造し、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会との連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国におかれては、多様な働き方が可能な環境整備を図るため、「協同労働の協同組合法（仮称）」制定について、強く要望する。

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

今年7月に開催された洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長国であるわが国は、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%～80%削減するという積極的な目標を掲げたところである。

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を実現するため、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められている。

その新エネルギーの中でも、太陽光発電については、天然資源に乏しいわが国において、広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万kWであり、ドイツ、米国などとともに世界をリードしてきた。

しかしながら、近年、太陽電池パネルの原材料の逼迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国内導入の伸びが鈍化し、現在はドイツに遅れを取る結果となっている。

「環境立国」を掲げるわが国が、太陽光発電世界の座を奪還するために、政府・各省が連携を緊密にとりつつ、各分野に対して支援策を打ち出す必要がある。

よって、国におかれては、太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、次の事項の実現を強く要望する。

- 1 国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入並びに同事業予算の拡充を行うこと。
- 2 分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策を推進すること。
- 3 国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度を整備すること。
- 4 導入コスト低減に関わる技術開発促進策を推進すること。
- 5 太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動を推進すること。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会基盤施設であり、道路網の一層の整備は、広域的な地域間連携、文化交流、商圏の拡大等を促すとともに、活力と魅力のある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

しかし、京都府においては、道路整備が全般的に立ち後れている現状にあり、いまだつながっていない京都縦貫自動車道の整備をはじめとする真に必要な道路整備、歩道のバリアフリー化など生活に密着した道路整備、更には増大する老朽橋等の維持管理等、まだまだ多くの取り組むべき課題があり、このためにも道路財源の確保は不可欠である。

しかるに、京都府における道路予算に占める道路特定財源の割合は3割程度にとどまり、他に多額の一般財源を投入せざるを得ない状況にあるなど、道路のために必要な財源が不十分であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、道路特定財源の一般財源化に際して、このような地方の実状を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方の意見を聴くとともに、地方の道路整備の実状に十分配慮し、地方が真に必要な道路整備を遅らせることがないように、必要な財源を確保し、地方への配分を高めること。
- 2 地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備に大きな役割を果たしてきた地方道路整備臨時交付金を継続、又は同等の代替制度を確立すること。
- 3 今般の道路特定財源の暫定税率の失効に伴い発生した地方税収の減収分については、国の責任において確実に財源措置を講ずること。

地方分権の進展に伴い地方自治体が果たす役割が重要となるとともに、少子・高齢化対策、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要がますます増大する中、一方で、自治体間における財政力格差が大きな問題となっている。

この解決策として、地方法人事業税の国税化と都市部の税収を活用した「地方再生対策費」が創設されたが、あくまでも消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの暫定措置であり、早急に、地域間の税源偏在の解消、安定的な財源確保対策の確立が求められている。

これらの問題を抜本的に解決するためには、地域産業の振興や雇用創出等により、地域の活力を高めていくことが必要である。そのためには、地方税の充実強化や国が果たす財源保障に必要な財源を確保するとともに、住民に身近なところで政策や税金の使途が決定され、地方分権の理念に沿った自治体運営が行われるようにすることが重要である。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を目指し、次の取り組みが推進されるよう強く求める。

- 1 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権の推進に向けて、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲、地方交付税の強化により地方財源の充実強化を図ること。
- 2 自治体間の財政力格差は、税体系の抜本的な改革や、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化により是正を図ること。
- 3 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。